令和７・８年度　広島高速１号線環境調査業務
特記仕様書

（総　則）

第１条　この仕様書は、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が委託する「令和７・８年度広島高速１号線環境調査業務（以下「業務」という。）」に適用する。

（目　的）

第２条　広島高速１号線温品地区内で生活環境（騒音・振動並びに大気質）の調査を行うことを目的とする。

（業務場所及び内容）

第３条　業務場所、調査内容・項目は、別紙「令和７・８年度　広島高速１号線環境調査業務　業務内容」のとおりとする。

（業務期間・業務検査期間）

第４条　本業務の業務期間は、契約締結の日から令和９年３月３１日までとする。

なお、上記の業務期間には、業務検査期間（１０日間）を含む。

（用語の定義）

第５条　この仕様書で使用する用語の定義は次の各項に定める。

(1)「発注者」とは、公社の理事長をいう。

(2)「受注者」とは、業務の実施に関して、発注者と委託契約を締結した会社その他の法人又は個人をいう。

(3)「監督員等」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は受注者が定めた業務責任者等に対して指示、協議又は承諾などの職務を行う者で、契約約款第８条に規定する者をいう。

(4)「業務責任者等」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄などを行う者で、契約約款第９条に規定する者をいう。

(5)「協議」とは、契約に関する疑義事項について、書面により監督員等と受注者又は業務責任者等が対等な立場で合議し解決を図ることをいう。

(6)「指示」とは、監督員等が受注者又は業務責任者等に対して、業務に関する方針、基準又は計画などについて、書面をもって示し実施させることをいう。

(7)「承諾」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、書面をもって申し出た業務の遂行上必要な確認事項について、監督員等が書面によりその内容を同意することをいう。

(8)「提出」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、業務に関する書類又はその他資料を差し出すことをいう。

(9)「報告」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、業務遂行に関する事項について書面又は口述で知らせることをいう。

(10)「書面」とは、手書き、印刷物などの伝達物をいい、発行年月日が記録され、発注者又は監督員等と受注者又は業務責任者等が署名又は捺印したものを有効とする。

(11)「打合せ」とは、業務を適切かつ円滑に遂行するために、発注者又は監督員等と受注者又は業務責任者等が、書面又は口頭で業務実施方針を相互に確認し、又は疑義事項について協議することをいう。

（打合せ協議）

第６条　受注者は契約締結後又は業務内容を変更した場合には、速やかに業務計画書を提出し、その内容について監督員と協議すること。

打合せ協議は、全３回（業務着手時、中間１回及び成果品納入時）を見込んでいる。

なお、業務着手時および成果品納入時には必ず業務責任者が立ち会うこと。

（守秘義務）

第７条　本業務に関するすべての事項については、業務履行中も履行後においても、発注者の許可を得ずに無断で他に情報漏らしたり転用したりしてはならない。

（資料の作成）

第８条　本業務の実施にあたり、関係官庁その他への手続等が必要になる場合には、手続き用資料は受注者が作成すること。

（資料の貸与）

第９条　本業務に必要となる資料（過年度に行った業務の成果品等）は、受注者の求めに応じて監督員が必要と判断したものを貸与する。

（調査結果報告資料の作成）

第１０条　調査結果報告用の資料取りまとめは、前条の規定により貸与する資料（過年度に行った業務の成果品等）と同様の取りまとめを行うこと。

取りまとめ方法等に疑義が生じた場合や、より分かり易い報告方法の提案等が有る場合は、速やかに監督員と協議してその指示に従う又は承諾を得ること。

（検査）

第１１条　受注者は、別紙「令和７・８年度　広島高速１号線環境調査業務　業務内容」に定める調査のうち、秋期及び冬期における調査を実施した場合は、速やかに前条に定める報告資料を作成の上、委託業務実施報告書と共に発注者に提出し、約款第 25 条第 2 項に定める検査を受けること。

（業務の成果品）

第１２条　本業務の成果品は以下のとおりとする。また、成果品の提出方法は、Ａ４版製本（３部）及び電子データ（ＣＤ等の記録媒体）とする。

(1)　調査概要書

(2)　観測結果資料

（情報共有システム）

第１３条　本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

(1)　本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html

(2)　監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

（労働環境改善について）

第１４条　本業務は労働環境改善　（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり、次により実施する。

(1) 初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙－１「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時)」(以下「別紙－１」という。）を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

ノー残業デーは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として週１日以上設定する。

なお、広島高速道路公社における週のノー残業デーは水曜日としている。

(2) 受注者は､別紙－１に取組内容を整理し､打合せ記録簿で提出し､受発注者間で共有する。

(3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。

(4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙－２「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果)」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。

なお、別紙－１及び別紙－２については、｢広島高速道路公社ホームページ」の「技術管理」「技術管理資料」に掲載してある様式を利用する。

（疑義の解消等）

第１５条　本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、契約図書等に明示されていない事項については、速やかに監督員に報告し、監督員と協議してその指示に従う又は対応方法について承諾を得ること。

協議の結果、調査の内容や数量に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

ただし、契約図書等に明示されておらず監督員が指示した事項であっても、当初契約に見込まれている調査内容・数量を満たすため必要になるものは、受注者の負担とする。

令和７・８年度　広島高速１号線環境調査業務　業務内容

１　業務場所

広島市東区温品町外

２　実施項目・測点数

（1）大気質調査

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）に基づき、以下項目を調査する。

- 一酸化窒素
- 二酸化窒素
- 窒素酸化物
- 一酸化炭素
- 浮遊粒子状物質
- 風　向
- 風 速
- 気 温
- 湿　度

調査方法：２４時間連続調査（1 回あたり 0 時～24 時の 24 時間連続調査）

測 点 数：５測点

（2）騒音調査

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に基づき、以下項目を調査する。

- 等価騒音レベル
- 風 向
- 風 速
- 時間率騒音レベル

調査方法：２４時間連続調査（1 回あたり 12 時～翌 12 時の 24 時間連続調査）

測 点 数：６測点

（3）振動調査

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）に基づき、以下項目を調査する。

- 時間率稼働レベル

調査方法：２４時間連続調査

測 点 数：５測点

３　実施時期

環境調査は秋期及び冬期の年２回、２年間で計４回実施するものとし、既往の調査結果と比較するため、秋期は１１月下旬、冬期は２月中旬の実施を基本とする。

また、各調査は可能な限り同一又は連続する日程で実施するものとする。

４　業務内容

項　目	内　　容		数量	備　考
計画準備	現地踏査	現地踏査し調査区域の状況を把握	1式	
	実施計画書の作成	調査の詳細な実施計画を作成	1式	
大気質調査 ※1	機器点検・調整	調査機器等の点検及び調整を実施	20回	5測点×4回
	予備試験・現地準備	調査箇所で機器試験及び調査準備を実施	20回	〃
	現地測定〔昼間〕〔夜間〕	「2 実施項目・測点数」のとおり	20回	〃
	現地後片付け	調査終了後、調査箇所の後片付け	20回	〃
	資料整理(一次整理)	調査結果を取りまとめ、帳票等を作成	20回	〃
	資料整理(二次整理)	一次整理資料を基に作図・作表	20回	〃
騒音及び振動調査※2	現地準備	調査箇所で機器試験/調査準備を実施	20回	5測点×4回
	現地監督〔昼間〕〔夜間〕	調査中の現地確認・点検	4日	24時間/日
	現地測定〔昼間〕〔夜間〕	「2 実施項目・測点数」のとおり	20回	5測点×4回
	現地後片付け	調査終了後、調査箇所の後片付け	20回	〃
	資料整理(一次整理)	調査結果を取りまとめ、帳票等を作成	20回	〃
	資料整理(二次整理)	一次整理資料を基に作図・作表	20回	〃
騒音調査※2 (高層階)	現地準備	調査箇所で機器試験/調査準備を実施	4回	1測点×4回
	現地測定〔昼間〕〔夜間〕	「2 実施項目・測点数」のとおり	4回	〃
	現地後片付け	調査終了後、調査箇所の後片付け	4回	〃
	資料整理(一次整理)	調査結果を取りまとめ、帳票等を作成	4回	〃
	資料整理(二次整理)	一次整理資料を基に作図・作表	4回	〃
打合せ協議	調査前・中間・完了時	監督員等との業務に関する打合せ	1式	

※1　測点1及び5では、仮設電源が必要である。

※2　測点2（高層住宅）では、地上での振動調査と4階での騒音調査をセットで「騒音及び振動調査：1測点」とし、12階での騒音調査を「騒音調査：1測点」として計上している。

５　実施回数の内訳

測点No.	地点名		項目別調査回数		
			大気質	騒　音※1	振　動
1	温品 JCT 上り線側 (旧大久保マンション付近)		4	4	4
2	温品 JCT 上り線側 (中国電力㈱東広島南西条線 2 号鉄塔付近)		4	4	4
3	温品 JCT 下り線側 (もみじマンション)	地上	4		4
		低層階 (4 階)		4	
		高層階 (12 階)		4	
4	温品 JCT 下り線側 (ハーモニックガーデン付近)		4	4	4
5	温品 JCT 下り線側 (城ケ丘－東長伝寺間新設道路付近)		4	4	4
計			２０	２０ 4	２０

※１　騒音のうち、□は振動とセットで、「騒音及び振動調査」の数量として計上する。また
■は「騒音調査（高層階)」の数量として計上する。

６　留意事項

現地準備では、調査地点の周辺状況を確認し、騒音・振動調査の観測値に何らかの影響を及ぼすことが懸念される事象が確認された場合には、その事象について詳細を記録（可能であれば写真撮影も）し、報告書に記載すること。